

令和
4年度

常設保育施設新規園児の募集

受付期間／1月4日(火)～1月31日(月)

申請書類
配布中

4月から保育所や認定こども園(2・3号認定)へ入所するための申込みを受け付けます。

保育所などの保育施設に入所することができるとは、保護者のいずれもが「保育の利用を必要とする事由」に当てはまり、お子さんを保育できない場合に限りです。

また、保護者の就労時間により、利用できる時間が保育標準時間(11時間)と保育短時間(8時間)に分けられます。

●保育の利用を必要とする事由

①就労(52時間以上)／②妊娠・出産／③病気・障害／④同居の親族の介護・看護／⑤災害復旧／⑥求職活動中／⑦就学中など

※事由ごとに保育施設を利用できる期間が異なりますのでご注意ください。

※受入年齢は生後8週間からです。

●受付期間

1月4日(火)～1月31日(月)

●必要書類

①申請書／②世帯状況確認票／③保育の利用を必要とする事由を確認する書類

●申込方法

市役所子ども・子育て支援課、総合庁舎市民窓口課、七重浜・茂辺地両支所または各保育施設に備え付けの申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、お申し込みください。なお、保育施設では書類の配布は行いますが、書類の受付はできません。

※保育の利用を必要とする事由が就労以外の方や、必要書類に不備がある方などは市役所子ども・子育て支援課へご相談ください。

「広域入所をご希望の方」

北斗市以外の保育施設への入所(広域入所)を希望される場合は、「保育施設と職場が近い」「保育施設が通勤経路上にある」など要件を満たす必要があります。

問 市役所子ども・子育て支援課保育係「内線164」

●市内常設保育施設

保育施設名	住 所	電話番号
七重浜こども園	七重浜3丁目12番5号	49-1811
浜分こども園	七重浜5丁目11番8号	49-4351
東光保育園	中央2丁目3番23号	73-2984
第二東光保育園	久根別1丁目18番12号	73-3094
第三東光保育園	谷好3丁目3番34号	73-2281
第四東光保育園	大工川32番6	73-6958
大野保育園	本郷342番地12	77-8104
第二大野保育園	本町3丁目21番25号	77-7447



「里親」になりませんか?

子どもの健やかな成長には、家族の温かい愛情が必要です。しかし、親の病気や離婚あるいは不適切な養育などさまざまな事情により、家庭で生活できない子どもたちがいます。

「里親制度」とは、こうした子どもたちを自分の家庭にあたたかく迎え入れ、豊かな愛情と理解により子どもを養育する、児童福祉法に基づいた制度です。子どもが大好きで、養育に対して熱意があり、明るい家庭をお持ちの方(原則としてご夫婦)、里親になりませんか?

里親になりたい方、里親制度についてもっと詳しく知りたい方は、函館児童相談所(☎54-4152)へお気軽にご相談ください。

問 市役所子ども・子育て支援課子育て支援係「内線162」

